

官報

號外 昭和二十一年七月五日

第九十回 衆議院議院速記録第十一號

昭和二十一年七月四日(木曜日)

午後四時三十一分開議

議事日程 第十號

昭和二十一年七月四日

午後一時開議

第一 東京都制の一部を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

第二 市制の一部を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

第三 町村制の一部を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

第四 府縣制の一部を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

第五 臨時通貨法の一部を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

第六 軍人及び軍屬以外の者に交付された賜金國庫債券を無効とするに關する法律案(政府提出) 第一讀會

第七 讀會の續(委員長報告)

第八 讀會の續(委員長報告)

第九 讀會の續(委員長報告)

第十 讀會の續(委員長報告)

第十一 讀會の續(委員長報告)

第十二 讀會の續(委員長報告)

第十三 讀會の續(委員長報告)

第十四 讀會の續(委員長報告)

第十五 讀會の續(委員長報告)

第十六 讀會の續(委員長報告)

第十七 讀會の續(委員長報告)

第十八 讀會の續(委員長報告)

第十九 讀會の續(委員長報告)

第二十 讀會の續(委員長報告)

第二十一 讀會の續(委員長報告)

第二十二 讀會の續(委員長報告)

第二十三 讀會の續(委員長報告)

第二十四 讀會の續(委員長報告)

第二十五 讀會の續(委員長報告)

第二十六 讀會の續(委員長報告)

第二十七 讀會の續(委員長報告)

第二十八 讀會の續(委員長報告)

第二十九 讀會の續(委員長報告)

一、去二日貴族院カラ受領シタ政府提出案ハ次ノ通りデアル
特別都市計畫法案
一、去二日貴族院ニ於テ本院カラ送付ノ次ノ政府提出案ヲ可決シタ旨、同院カラ通牒ヲ受領シタ
(第一號)昭和二十一年度歳入歳出總豫算追加案
(第二號)昭和二十一年度特別會計歳入歳出豫算追加案
(第三號)昭和二十一年度歳入歳出總豫算追加案
一、去二日吉田内閣總理大臣カラ次ノ通り發令ガアツタ旨ノ通牒ヲ受領シタ
内務事務官 鈴木 俊一
第九十回帝國議會内務省所管事務政府委員被仰付
一、去二日衆議院規則第十五條ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り指定シタ
三五 青木清左エ門君
三六 林 興一郎君
一、去二日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り變更シタ
九 福岡縣第一區選出議員
三四五 赤松 勇君
一、去二日議長ニ於テ次ノ委員ヲ選定シタ
金融緊急措置令(承諾を求める件)
外十一件委員

青木 孝義君 小野 眞次君
片岡伊三郎君 鈴木 仙八君
竹田 儀一君 寺尾 豊君
吉米忠英俊君 村上 勇君
細田忠次郎君 金光 義邦君
白井 秀吉君 白木 一平君
津島 文治君 佃 良一君
武藤 常介君 上田清次郎君
海野 三朗君 金子益太郎君
川島 金次君 河野 密君
林 虎雄君 東 隆君
二階堂 進君 喜多崎治郎君
原 藤右門君 伊藤幸太郎君
池村平太郎君
食糧緊急措置令(承諾を求める件)
委員
板倉 治作君 岩本 信行君
大井直之助君 坂田 道太君
坂本 實君 杉田 一郎君
廣川 弘禪君 淵田長一郎君
本多 花子君 森 幸太郎君
森田 豊壽君 八重樫利康君
馬越 晃君 神戶 眞君
吉米地義三君 成島 勇君
保利 茂君 堀川 恭平君
松岡 運君 吉澤仁太郎君
氏原 一郎君 叶 凸君
清澤 俊英君 須永 好君
田中 健吉君 堂森 芳夫君

細野三千雄君 北 政清君
林 興一郎君 的場金右衛門君
井上東治郎君 柏原 義則君
山本 武夫君 井出一太郎君
野本 品吉君 志賀 義雄君
隱匿物資等緊急措置令(承諾を求める件)委員
荒船清十郎君 石原 圓吉君
内海 安吉君 小柳富太郎君
田中 実司君 中野 寅吉君
原 佑君 水田三喜男君
森崎 了三君 飯島 祐之君
九鬼紋十郎君 古賀喜太郎君
本間 俊一君 八木佐太治君
山田 悟六君 井上 良次君
金井 芳次君 田万 廣文君
西村 榮一君 長谷川 保君
山口 靜江君 飯田 義茂君
鹿島 透君 大石ヨシエ君
木村 チヨ君 仲子 隆君
正田 敏男君
一、昨三日吉田内閣總理大臣カラ次ノ通り發令ガアツタ旨ノ通牒ヲ受領シタ
逓信政務次官 中川 重春
逓信參事官 山村新治郎
逓信事務官 小池 行政
渡邊清二郎
篠原 登
岡井彌三郎
林 一郎
逓信技官 網島 毅
第九十回帝國議會逓信省所管事務政府委員被仰付(七月一日附)
一、昨三日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り變更シタ
四五 池村平太郎君

一、去三日委員長理事互選ノ結果次ノ通り當選シタ
金融緊急措置令(承諾を求める件)
外十一件委員
委員長 竹田 儀一君
理事 鈴木 仙八君 細田忠治郎君
白木 一平君 河野 密君
食糧緊急措置令(承諾を求める件)委員
委員長 成島 勇君
理事 岩本 信行君 坂本 實君
森 幸太郎君 馬越 晃君
松岡 運君 須永 好君
細野三千雄君
隱匿物資等緊急措置令(承諾を求める件)委員
委員長 中野 寅吉君
理事 石原 圓吉君 水田三喜男君
山田 悟六君 井上 良次君
一、昨三日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ
帝國憲法改正案(政府提出)委員
藤井高橋 英吉君 堀田左藤 義詮君
○議長(補員登三君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、此ノ際新タニ議席ニ著カレマシタ議員ヲ御紹介致シマス——第五十五番藤井縣選出議員青木清左エ門君
〔青木清左エ門君起立〕
〔拍手〕
○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊

急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日
程第五及第六ノ兩案ヲ繰上ゲ一括上
程シ、其ノ審議ヲ進メラレシコトヲ望
ミマス

○議長(樋貝詮三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ

【異議ナシト呼ブ者アリ】

○議長(樋貝詮三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレ
マシタ、日程第五、臨時通貨法の一部
を改正する法律案、日程第六、軍人及
び軍屬以外の方に交付された賜金國庫
債券を無効とするに關する法律
案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ
開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマ
ス——理事荒船清十郎君

第五 臨時通貨法の一部を改正す
る法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第六 軍人及び軍屬以外の方に交
付された賜金國庫債券を無効とす
るに關する法律案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

報告書

一、臨時通貨法の一部を改正する法律
案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議
決シタ因ツテコニ報告スル

昭和二十一年七月三日

理事 荒船清十郎

衆議院議長樋貝詮三殿

報告書

一、軍人及び軍屬以外の方に交付され
た賜金國庫債券を無効とすることに
關する法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議
決シタハ、四・五「グラム」ノ鑄造

決シタ因ツテコニ報告スル
昭和二十一年七月三日
理事 荒船清十郎
衆議院議長樋貝詮三殿

【荒船清十郎君登壇】

○荒船清十郎君 只今議題ニ供サレマ
シタ臨時通貨の一部を改正する法律
案、竝ニ軍人及び軍屬以外の方に交付
された賜金國庫債券を無効とすることに
關する法律案ニ付キマシテ、委員會
ニ於ケル審議ノ經過竝ニ結果ヲ、委員
長ニ代リマシテ、私ヨリ御報告ヲ申上
ゲマス、委員會ハ七月一日午前十時ヨ
リ開會致シマシテ、慎重ニ去ル三日マ
デ審議ヲ行ツタノデアリマス、右付託
セラレマシタ二案ノ骨子ニ付キマシテ
ハ、本會議ニ於キマシテ、政府當局ヨ
リ説明ガアリマシタノデ、之ヲ省略致
シタイト存ジマス、而シテ委員會ニ於
ケル委員諸君ノ質問ノ主要ナル點ニ付
キマシテ申上ゲタイト存ジマス

第一ハ十錢、五錢、一錢ノ臨時補助
貨幣ノ現狀ニ付キマシテハ、通用シテ
居ル場合ガ極メテ少イカラ之ヲ發止
シ、又一圓ノ臨時通貨法第二條ニ加
ヘ、之ヲ補助貨幣トシテハ如何、尙ホ
新貨幣即チ硬貨ニ或ル一定ノ孔ヲ開
ケ、或ハ貨幣ヲ薄クシテ、其ノ餘剩ヲ
農機具等ノ生産方面ニ割當テラベキデ
ハナイカトノ質問ガゴザイマシタ、之
ニ對シマシテ政府委員ヨリ、十錢、五
錢、一錢モ現在多少ハ必要デアルガ、
今後ノ鑄造計畫ハ中止スル考ヘデア
ル又新貨幣即チ硬貨ノ圓單位ノモノヲ
造ルニハ、通貨法及ビ鑄造機能ヲ根本
的ニ變更セネバナラナイノデ、現在ノ
所不可能デアル、又孔ヲ開ケルコトニ
付キマシテハ、四・五「グラム」ノ鑄造

法ハ最も便利デアリ、薄クシタリ孔ヲ
開ケタリスルコトニ於キマシテハ、鑄
割レヤ其ノ他餘分ノ手數ヲ必要トスル
ガ故ニ、此ノ件ハ賛成出來得ト云フ答
辯ガアリマシタ、又硬貨ノ資材タル眞
鍮ハ、戰時中使用セラレタル銃砲ノ藥莖
等ガ相當量確保サレテ居リマスカラ、
生産資材ニハサシタル影響ハナイト、
斯ウ答辯ガアリマシタ、尙ホ農機具
等ハ、別ノ角度カラ關係方面ト研究ス
ルトノ答辯ガアツタノデアリマス

第二ト致シマシテ日本銀行ノ組織ノ
民主化ニ付テ、大藏大臣ハ如何ニ考ヘ
テ居ルカ、斯ウシタ質問ガアリマシ
テ、大藏大臣ヨリ、日本銀行ハ改組ニ
付テハ更ニ各方面ノ代表モ加ヘテ、金
融制度調査會ヲ作ル考ヘガアル、尙ホ
日本銀行ノミナラズ、金融制度全般ニ
互ツテ十分ニ檢討スル積リデアル、大
體ニ於キマシテ「アメリカ」聯邦準備
銀行ノ制度ガ參考ニナルデアラウトノ
答辯ガゴザイマシタ

第三點ト致シマシテ「インフレーション」
ノ對策上、如何ナル資金ノ回收方策
ヲ考ヘテ居ルカ、又五百圓ノ札ハ生産
ノ阻碍トナル場合ハ之ヲ外ス考ヘハナ
イカト、斯ウシタ質問ニ對シマシテ、
大藏大臣ヨリ、新圓ノ吸收ノ爲ニハ金
融機關ノ動員ニ依リ預貯金ノ吸收ニ一
層努力スル考ヘデアル、又重要物資増
産ノ爲ニハ五百圓ノ札ハ不自然ナ制度
デアルカラ、出來ルダケ早イ機會ニ是
ガ撤廢ノ期スルト云フヤウナ御答辯ガ
ゴザイマシタ

又第四點ト致シマシテ「インフレー
ション」ノ對策上、一部デハ新聞ノ再封
鎖ヲ行フノデハナイカトノ噂ガアル
ガ、大藏大臣ニ於キマシテハ其ノ意思
アリヤ否ヤノ質問ガゴザイマシタ、尙
又平價切下ノ意向アリヤノ質問モ重ネ
テアツタノデアリマス、之ニ對シマシテ
大藏大臣ヨリ、新聞ノ再封鎖ニ付テハ
種々ノ弊害ガアルノミナラズ、通貨ノ
信用ヲ高メル意味カラモ適當デナイカ
ラ、絕對ニ再封鎖ハ行ハナイ方針デア
ルト、斯ウ言明サレタノデアリマス、
尙ホ平價ノ切下ニ付キマシテハ、物ノ
増産ガ行ハレナイ限り、切下ヲ行ツテ
モ、物ト通貨ノ關係ハ同一デアルカラ
何等益スル所ハナク、却ツテ弊害ガ多
イト思ハレル、仍テ平價切下ハ是レ亦
行ハナイト御答辯ガゴザイマシタ

第五點ト致シマシテハ、通貨流通ノ
速度増加ニ對スル對策竝ニ通貨偏在、
通貨ノ信用ノ回復策、之ニ關シマシテ
企業整備ノ斷行ノ意思アリヤ否ヤノ
質問ガゴザイマシタ、之ニ對シマシテ
大藏大臣ヨリ、經濟危機突破ハ通貨收
縮策ダケデハ不能デアリマスノデ、企
業整理面ノ整備、金融機關ノ整理ヲ近
イ内ニ徹底的ニ實施スル積リデアル、
尙ホ通貨ノ信用維持ニハ、生産ノ増強
ト政府ノ經濟政策ヲ一貫シテ堅持スル
コトガ必要デアリ、之ニ依リ資材ノ出
廻リモモツト好轉サレルデアラウ、又
近ク貿易ノ見透シモ付クト思ハレルノ
デ、生産復興ガ期待出來ルモノナリ
ト答辯ガゴザイマシタ

尙ホ第六ノ點ニ付キマシテハ、通貨
流通ノ狀況ニ付テ政府ノ説明ヲ求メラ
レマシタノニ對シマシテ、政府委員ヨ
リ現在ノ流通高ノ中、百圓券ハ六割、十
圓券ハ三割五分、五圓以下ノモノガ五
分程度ノ割合デ發行サレテ居リ、又新
貨幣即チ五十錢ノ硬貨ハ八月頃ヨリ出
廻ルト云フコトノ答辯ガゴザイマシタ

第七點ト致シマシテ、舊圓、新圓ノ
切換ノ際ニ於キマシテ、國民ノ忘失等
ニ依リ政府ハ非常ナル利潤ヲ得テ居ル
デハナイカト云フ問ニ對シマシテ、政
府委員ヨリ、未聞收總額約四十五億ニ
達シテ居ルト云フ答辯ガアツタノデゴ
ザイマス

其ノ他多岐ニ亙リマシテ重要ナ質問ガ
ゴザイマシテ、ソレトモ政府委員ヨリ
答辯ガ行ハレマシタガ、詳細ハ速記録
ニ譲リタイト存ジマス、何卒御覽ヲ願
ヒタイト思フノデアリマス

而ウ致シマシテ委員會ハ前條ノ如
キ質疑ヲ重ネタル後討論ニ入り、
自由黨ヲ代表致シマシテ山田善三君、
進歩黨ヲ代表致サレマシテ坪川信三
君、協同民主黨ヲ代表セラレマシテ坪
井龜藏君、社會黨ヲ代表セラレマシテ
松永義雄君、新光俱樂部ヲ代表シマシ
テ伊藤恭一君、無所属俱樂部ヲ代表セ
ラレマシテ和崎ハル君、何レモ賛成ノ
意ヲ表サレマシテ、採決ニ移リマシタ

結果、全員一致異議ナク是等臨時通貨
法ノ一部改正法律案外一件ノ法律案ヲ
原案通り可決致シマシタ次第ゴザイ
マス、此ノ段御報告ヲ申上ゲマス(拍手)

○議長(樋貝詮三君) 兩案ノ第二讀會
ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

【異議ナシト呼ブ者アリ】

○議長(樋貝詮三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ
決シマシタ

○山口喜久一郎君 直チニ兩案ノ第二
讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員
長報告ノ通り可決セラレシコトヲ望ミ
マス

○議長(樋貝詮三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(樋貝詮三君) 異議ナシト認メマス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

臨時通貨法ノ一部ヲ改正スル法律案 第二讀會(確定議)

軍人及び軍屬以外ノ者に交付され
た賜金國庫債券を無効とすることに
關する法律案

第二讀會(確定議)

○議長(樋貝詮三君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ兩案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手) 此ノ際暫時休憩致シマス

午後四時四十七分休憩

午後六時二十九分開議

○議長(樋貝詮三君) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、田方廣文君ヨリ一昨日ノ本會議ニ於ケル發言ニ付テ取消ノ爲メ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許シマス——田方廣文君

〔田方廣文君登壇〕

○田方廣文君 去ル二日ノ本議場ニ於ケル私ノ發言中、司法官ノ食事ニ言及シタル一節ハ、事司法官ノ威信ニ關スルコトデアリマスルシ、遺憾ノ意ヲ表シ、茲ニ之ヲ取消シマス(拍手)

○山口喜久一郎君 殘餘ノ日程ハ之ヲ延期シ 明五日常刻ヨリ特ニ本會議ヲ開クコトトシ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長(樋貝詮三君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(樋貝詮三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、

議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、
本日ハ是ニテ散會致シマス、
午後六時三十一分散會

定價

一部

七十錢

發行所

東京都麹町區大手町
電話 九ノ内三三二
振替東京一九〇〇〇
印刷局
圖書課